

【会議録】

会 議 名	令和3年度第1回港区学校給食調理業務委託事業候補者選考委員会
開 催 日 時	令和3年9月2日（木）13時00分から15時00分まで
開 催 場 所	港区役所7階教育委員会室及びリモート会議
委 員	<p>出席者 19名</p> <p>戸板女子短期大学食物栄養科 教授 西山委員長 大妻女子大学短期大学部家政科 准教授 富永委員 一般財団法人 東京顕微鏡院 学術顧問 安田委員 一般社団法人 全日本司厨士協会 東京地方本部 常務理事・教育部長 飯塚委員 教育委員会事務局 学校教育部長 湯川委員 港区立小中学校 学校栄養士代表（白金の丘小）芦澤委員 教育委員会事務局学校教育部 学務課長 佐々木委員</p> <p><以下の学校長は、自校の審議のみ参加></p> <p>芝小学校 校長 川原委員 赤羽小学校 校長 宮崎委員 芝浦小学校 校長 三浦委員（芝浜小学校の審議にも参加） 御田小学校 校長 小林委員 高輪台小学校 校長 細川委員 南山小学校 校長 難波委員 筈小学校 校長 山崎委員 東町小学校 校長 橋本委員 高松中学校 校長 釧持委員 港南中学校 校長 佐々木委員 赤坂中学校 校長 高松委員 赤坂小学校 校長 齋藤委員（赤坂中学校の審議に参加）</p>
事 務 局	<p>学校教育部学務課保健給食係長 佐川 学校教育部学務課保健給食係副係長 前口 学校教育部学務課保健給食係 小笠原</p>
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委員委嘱について 3 委員紹介について 4 委員長選出について 5 事業候補者の選考について <ol style="list-style-type: none"> （1）事業候補者募集要項について （2）第一次選考及び第二次選考の審査方法について 6 次回以降の予定について 7 閉会

<p>配付資料</p>	<p>(席上配布資料)</p> <p>資料1 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考委員会設置要綱</p> <p>資料2 港区学校給食調理業務委託事業候補者選考委員会選考委員名簿</p> <p>資料3-1 港区学校給食調理業務委託事業候補者募集要項(案)</p> <p>資料3-2 港区学校給食調理業務委託事業候補者募集要項様式集 (様式1~7)</p> <p>資料3-3 募集要項別添1、別添2</p> <p>資料4-1 学校給食調理業務委託仕様書</p> <p>資料4-2 学校給食調理業務委託学校別仕様書</p> <p>資料4-3 契約条項</p> <p>資料5-1 点数配点及び審査について</p> <p>資料5-2 一次審査方法について(案)(審査票1~4)</p> <p>資料5-3 二次審査方法について(案)(審査票5)</p> <p>資料6 選考スケジュール(案)</p>
<p>会議の結果及び主要な発言</p>	
<p>(発言者)</p> <p>A委員</p> <p>A委員</p> <p>A委員</p> <p>B委員</p> <p>委員長</p>	<p>1 開会 (開会の挨拶)</p> <p>2 委員委嘱について (委嘱状の交付)</p> <p>3 委員紹介について (各委員より自己紹介)</p> <p>4 委員長選出について 資料1に基づき、委員長の選出について審議をお願いします。 C委員を推薦します。 (委員一同、異議なし)</p> <p>資料1に基づき、副委員長は委員長が指名します。D委員にお願いしたいと思います。 (委員一同、異議なし)</p> <p>5 事業候補者の選考について (1) 事業候補者募集要項について (事務局から資料3-1、資料3-2、3-3、資料4-1、資料4-2及び資料4-3について説明)</p> <p>(2) 第一次選考及び第二次選考の審査方法について (事務局から資料5-1、資料5-2、資料5-3について説明)</p>

委員長	審議事項の5の(1)、(2)について意見・質問等をお願いします。
A委員	仮に一社からも応募ない学校が生じた場合はどのように考えていますか。また、逆に、とりあえず全ての学校に応募してくる事業者などが出てくる可能性もあると思いますが、そうした状況にはどう対応しますか。
事務局	応募が無い学校が生じた場合には、現在の請負事業者に個別に声掛けをするなどの対応が必要になると思います。また、一つの事業者の応募校数に制限をかける予定はありませんが、あまりに多くの学校に応募している場合には、適切な履行ができるかも含めて審査いただければと思います。
D委員	今回の選考で試食審査がなくなった理由はありますか。
事務局	試食審査のための調理は、調理器具や分量等が実際の学校給食と異なり、審査結果が必ずしも実際の運営に直結していない状況であることや、各学校の献立及び機材に合わせた作業工程を組み立てられることが実務上重要不可欠だと判断し、試食審査に替えて作業工程表の審査を行うことにしました。
B委員	関連した質問になりますが、これまでは試食審査を二次審査で行っていましたが、二次審査に替えて行う作業工程表の審査を一次審査で行うのはどんな理由ですか。また、作業工程表作成の前提となる調理室手配表の献立が、学校ごとに異なっているのはどういった意図がありますか。
事務局	一次審査を企画提案書の審査のみで行った場合、内容は共通なので、複数の学校に同じ事業者が申し込んだ場合、すべての学校で順位がほとんど一緒になってしまいます。限られた人材の中で特定の事業者だけに受託が集中し、結果として業務の質が低下してしまうことを調整したい目的があります。献立を学校ごとに設定した理由については、実際に学校で提供している献立をもとに実態に即した形で作業工程表を作成してもらうことで、より緻密な審査ができると考えました。
B委員	現事業者が有利になる可能性はありますか。
事務局	一度作業工程表を作ったことがあるという利点がありますが、その作業工程表が完全とは限らず、必ずしも有利に働くとは考えていません。
B委員	作業工程表の配点が大きく、二次審査で順位が入れ替わる可能性が低くなったと感じますがいかがでしょうか。
事務局	むしろ、昨年度までの一次審査は、書類の完成度については大きな差がなく、区内事業者であるかどうかや見積価格のみで順位が大きく左右されてしまっていた側面がありました。その状況を改善すべく、一次審査でも業務の本質的な部分である程度差がつく審査方法を考案しました。

E委員	校長が、現受託事業者に引き続き委託したいと考えている場合、現事業者が引き続き受託できるような制度はないのですか。
事務局	そうした制度はありませんが、実態を知っている現事業者がやや有利になることはやむを得ないと考えています。
F委員	作業工程表の採点について、各校の栄養士が行うことになっていますが、各栄養士の経験の差や個人の感覚の差異などで、採点にムラが生じてしまう可能性もでてきてしまうと思います。採点のバランスをどのように取ることを考えていますか。
事務局	原則として各学校の栄養士が採点を行いますが、事務局の栄養士が採点の場に同席して助言等を行います。
A委員	学校栄養士代表のF委員は、作業工程表の審査にどのように関わっていく想定ですか。
事務局	学校栄養士への助言等は基本的に事務局で行うことを想定していますが、何らかの形でF委員にも携わってもらう形も検討します。
B委員	作業工程表採点表の評価ポイントに「アレルギー食の対応の必要な食数が明確に記載されている」という項目がありますが、調理室手配表から食数を読み取ることにはできるのでしょうか。
事務局	調理室手配表の左下にアレルギー対応すべき食材についての言及はありますが、個人情報保護の観点から、今回の資料からは人数やクラスの情報を意図的に削除しています。「アレルギー食の対応の必要な食品が明確に記載されている」という表現に変更する形でいかがでしょうか。
委員長	では、評価ポイントについて「アレルギー食の対応の必要な食数が明確に記載されている」の項目を「アレルギー食の対応の必要な食品が明確に記載されている」に変更してよろしいですか。 (委員一同、異議なし)
F委員	作業工程表に関する書類は、過去に実際に学校で出した献立を基にしているのですが、そのときに実際使った作業工程表を満点とするのでしょうか、必ずしもそうではなく、より良いものがあればそれが満点となるのでしょうか。
事務局	実際の作業工程表が必ずしも完全とは限りません。よりよい工程表が提出される可能性もあります。あくまで採点表の評価ポイントを基に評価します。
G委員	赤羽小学校は、令和5年度に新校舎に移転しますが、現校舎と新校舎の作業工

	程表の審査を行うのでしょうか。
事務局	現校舎についてのみ審査を行います。新校舎についてはレイアウトが確定しておらず、学校栄養士も作業を行ったことがないためです。
G委員	現校舎での調理を適切に履行できれば、新校舎でも履行する能力があると判断するという解釈でよいですか。
事務局	その通りです。
	6 次回以降の予定について (事務局から資料6について説明)
	7 閉会 (閉会の挨拶)